

東根市空家等対策計画【概要版】

第1章 計画の目的

1. 目的

今後の空家等に関する対策について総合的かつ計画的に進め、もって地域の振興と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、市としての基本的な方針を示すもの。

2. 計画の位置づけ

空家特措法第6条に基づき、東根市空家等の適正管理に関する条例と連携し、第4次東根市総合計画をはじめ、その他の市の計画に即する。

第2章 空家等の実態

1. 世帯等の実態

世帯数の増加、一世帯当りの人員の減少(核家族化や単独世帯化)、高齢化の進行に伴う居住者の死亡や高齢者施設への入所 → 空家増加の可能性

2. 本市の空家等の実態

292戸(うち、倒壊の恐れ等危険性がある空家 17戸)

第3章 空家等対策の計画について

1. 基本方針

- ◆住民の意識向上による空家の発生予防
- ◆所有者の管理原則等による管理者意識の向上と適正管理の促進
- ◆空家の利活用による地域活力の向上
- ◆管理不全空家への適切な措置による安全・安心なまちづくり

2. 計画期間

10年間(平成30～39年度)

3. 対象地区

市内全域

4. 対象とする空家の種類

空家特措法第2条に規定される空家等(建築物又はこれに属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地)

空家等対策の実施体制

生活環境課、総合政策課、庶務課、財政課、建設課、消防本部、税務課 ほか
* 定めのない業務については、必要に応じ、関係課で協議を行い、担当課を決定

第4章 計画の円滑な運用について

1. 空家等の実態把握

区長からの情報提供等に基づく現状調査→所有者等の把握→所有者等の意向調査→台帳による一元管理

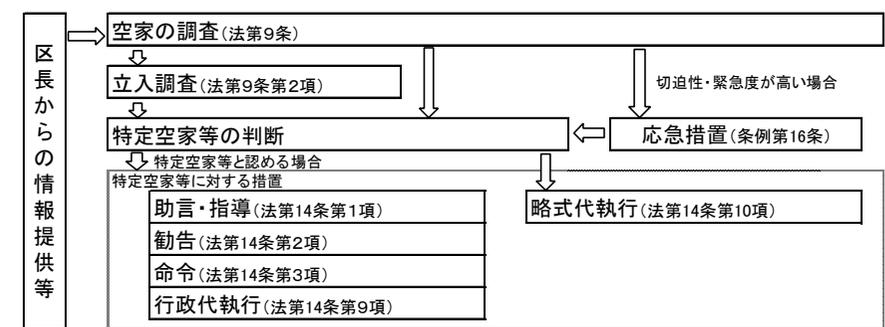
2. 相談体制の構築

- ◆市の相談窓口(総合相談窓口…生活環境課)
- ◆山形県空き家利活用相談窓口との連携

3. 適切な管理への指導と支援

- ◆周知・啓発及び指導による所有者等の意識向上と理解増進
- ◆情報提供等による適正管理に関する支援

4. 管理不全空家及び特定空家等への対応(空家特措法等に基づく対応)



第5章 空家等対策の取り組みの推進について

1. 空家等の除却について

- ◆所有者等による除却の促進
- ◆行政による除却

2. 空家等の利活用について

- ◆空き家バンクの活用の推進
- ◆中古住宅流通の促進
- ◆新たな活用に向けた取り組みの推進

